

国際基準 (ISPM No.15) に規定された消毒処理を輸出国で実施していただく必要があります。

消毒処理の基準

●熱処理(HT)

木材の中心温度が56℃に達してから30分間加熱

●臭化メチルくん蒸(MB)

温度に応じて48 - 64g/m³、24時間くん蒸

●誘電加熱処理(DH)

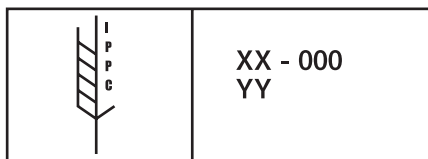
マイクロ波を照射し、30分以内に60℃に達してから1分間加熱

●フッ化スルフリル処理(SF)

温度に応じて 82g/m³ 24時間又は
120g/m³ 48時間くん蒸

処理済みの木材こん包材には、以下の表示が輸出国政府／認証機関により表示されます。

*木材こん包材とは、国際基準上、「物品の保持、保護又は運搬に用いる木材又は木製品(パレット、ダンネージなど)」



(例)

輸入時に植物防疫官による処理表示のモニタリングが行われ、表示がない場合は輸入検査が必要となります。



主な問い合わせ先

横浜植物防疫所	045-211-7154
札幌支所	011-852-1809
新千歳空港出張所	0123-24-6154
釧路出張所	0154-22-4291
室蘭・苫小牧出張所	0144-33-2913
塩釜支所	022-362-6916
八戸出張所	0178-33-5424
石巻出張所	0225-95-0261
成田支所	0476-32-6690
東京支所	03-3599-1137
鹿島出張所	0299-92-3404
千葉出張所	043-242-8401
羽田空港支所	03-5757-9792
新潟支所	025-244-4401
秋田出張所	018-845-1411
名古屋植物防疫所	052-651-0113
四日市出張所	059-352-3896
伏木富山支所	0766-44-0954
清水支所	054-352-3775
中部空港支所	0569-38-8439
神戸植物防疫所	078-331-2386
大阪支所	06-6571-0801
関西空港支所	072-455-1938
広島支所	082-251-5881
水島出張所	086-444-6001
尾道出張所	0848-22-6642
坂出支所	0877-46-4108
門司植物防疫所	093-321-2601
下関出張所	083-266-4442
福岡支所	092-291-2504
福岡空港出張所	092-477-7577
鹿児島支所	099-222-1046
志布志出張所	099-472-2491
那覇植物防疫事務所	098-868-2850

ご存じですか？植物検疫

木材こん包材の 輸入検疫のお知らせ

病害虫の侵入防止に
ご協力ください

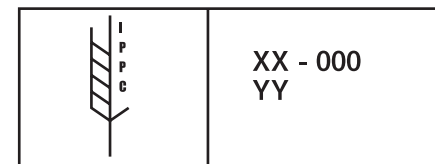


植物防疫所

<http://www.maff.go.jp/pps/>

農林水産省

海外から貨物を輸入するとき用いる
木材こん包材は、国際基準に沿った
処理表示のあるものを使用して下さい。



(例)

XX : ISOの国コード
000 : 輸出(生産)国政府/認証機関が定める生産者番号
YY : 処理に応じてHT、MB、DH 又はSF

検疫対象の主な木材こん包材



①木製のスキッド (skid)



②木製のドラム (wooden drum)



③当て木 (batten)



④木枠 (wooden crate)



⑤木製のすかし箱 (wooden crate)



⑥木製のクレート (wooden crate)



⑦木箱 (wooden box)



⑧留め木 (wooden peg)



⑨木製のパレット+当て木

注：検疫対象の木材こん包材であっても、処理表示があれば検疫対象外となります。

検疫対象外の主なこん包材



①LVL (laminated veneer lumber) を使用したクサビ(留め木)



②合板 (plywood) を使用したパレット



③パーティクルボード (particleboard) を使用したスキッド



④パーティクルボード (particleboard) を使用したパレット



⑤パーティクルボード (particleboard) を使用したダンネージ



⑥紙製のパレット

注：処理表示の必要はありません。